

# 訪問介護契約書

令和5年12月1日 施行

\_\_\_\_\_様（以下、介護保険を利用している「利用者」と言う）と  
ワンランド株式会社が運営するワンランドケア白河及びワンランドケア西郷サテライト  
（以下、「事業者」と言う。）は、事業者が利用者に対して行う訪問介護について、次のと  
おり契約する。

## 第1条（契約の目的）

事業者は、利用者に対し、介護保険法令の趣旨にしたがって、利用者が可能な限りその居  
宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう訪問介護を  
提供し、利用者は、事業者に対し、そのサービスに対する料金を支払うものとする。

## 第2条（契約期間）

- 1 この契約の契約期間は令和\_\_\_\_年\_\_\_\_月\_\_\_\_日から利用者の要介護認定の有効期間満了  
日までとする。
- 2 契約満了日の2日前までに、利用者から事業者に対して、文書による契約終了の申し出が  
ない場合、契約は自動更新されるものとする。

## 第3条（訪問介護計画）

事業者は、利用者の日常生活全般の状況および希望を踏まえて、「居宅サービス計画」に  
沿って「訪問介護計画」を作成する。事業者はこの「訪問介護計画」の内容を利用者およ  
びその家族に説明する。

## 第4条（訪問介護の内容）

- 1 事業者はサービス従業者を利用者の居宅に派遣し、訪問介護計画に沿ったサービスを提供  
する。
- 2 第2項のサービス従業者は、介護福祉士または介護職員初任者研修・実務者研修・基礎研  
修課程及び旧ホームヘルパー養成研修1～2級課程を修了した者とする。
- 3 訪問介護計画が利用者との合意をもって作成され、事業者が提供するサービスの内容また  
は介護保険適用の範囲が変更となる場合は、利用者の了承を得て新たな内容の訪問介護計  
画書を作成し、それをもって訪問介護の内容とする。

## 第5条（サービス提供の記録）

- 1 事業者は、訪問介護の実施ごとに、サービスの内容等をサービス提供日誌に記入し、サー  
ビスの終了時に利用者の確認を受け、その複写物を利用者に交付する。
- 2 事業者は、サービス提供記録をこの契約の終了後5年間保管する。
- 3 利用者は、事業者の営業時間内にその事業所にて、当該利用者に関する第2項のサービス  
実施記録を閲覧できることとする。

## 第6条（料金）

- 1 利用者は、サービスの対価として【契約書別紙】に定める利用単位毎の料金をもとに計算  
された月ごとの合計額を支払うこととする。
- 2 事業者は、当月の料金の合計額の請求に明細を付して、翌月20日までに、利用者へ持参、  
又は送付する。
- 3 利用者は、当月の料金の合計額を翌月末までに（\_\_\_\_\_の方法で）支払うこととする。
- 4 事業者は、利用者から料金の支払いを受けたときは、利用者に対し領収証を発行する。

## 第7条（サービスの中止）

- 1 利用者は、事業者に対して、サービス提供1時間前までに通知をすることにより、料金を  
負担することなくサービス利用を中止することができることとする。

- 2 利用者がサービス実施の1時間前までに通知することなくサービスの中止を申し出た場合は、事業者は、利用者に対して【契約書別紙】に定める計算方法により、料金の全部または一部を請求することができる。この場合の料金は第6条に定める他の料金の支払いと合わせて請求することとする。

#### 第8条（料金の変更）

- 1 事業者は利用者に対して、1ヶ月前までに文書で通知することにより利用単位毎の料金の変更（増額または減額）を申し入れることができる。
- 2 利用者が料金の変更を承諾する場合、新たな料金に基づく【契約書別紙】を作成し、お互いに取り交わすこととする。
- 3 利用者は、料金の変更を承諾しない場合、事業者に対し、文書で通知することにより、この契約を解約することができる。

#### 第9条（契約の終了）

- 1 利用者は事業者に対して、1週間の予告期間において文書で通知をすることにより、この契約を解約することができる。ただし、利用者の病変、急な入院などやむを得ない事情がある場合は、予告期間が1週間以内の通知でもこの契約を解約することができる。
- 2 事業者はやむを得ない事情がある場合、利用者に対して、1ヶ月の予告期間において理由を示した文書で通知することにより、この契約を解約することができる。
- 3 次の理由に該当した場合は、利用者は文書で通知することにより、直ちにこの契約を解約することができる。
  - (1)事業者が正当な理由なくサービスを提供しない場合
  - (2)事業者が守秘義務に反した場合
  - (3)事業者が利用者やその家族などに対して社会通念を逸脱する行為を行った場合
  - (4)事業者が破産した場合
- 4 次の事由に該当した場合は、事業者は文書で通知することにより、直ちにこの契約を解約することができる。
  - (1)利用者のサービス料金の支払いが1ヶ月以上遅延し、料金を支払うよう催告したにもかかわらず、14日以内に支払われない場合
  - (2)利用者またはその家族が事業者やサービス従業者に対して、この契約を継続し難いほどの背信行為を行った場合
- 5 次の事由に該当した場合は、この契約は自動的に終了します。
  - (1)利用者が介護保険施設に入所した場合
  - (2)利用者の要介護認定区分が、非該当（自立）と認定された場合
  - (3)利用者が死亡した場合

#### 第10条（連帯保証人）

- 1 事業者は、利用者に対し連帯保証人を求めることとする。ただし、社会通念上利用者に連帯保証人を立てることができない相当の理由が認められる場合は、その限りではないとする。
- 2 連帯保証人は、この契約に基づく利用者の事業者に対する一切の責務につき、利用者と連帯して履行の責任を負うこととする。

#### 第11条（秘密保持）

- 1 事業者および事業者の従事者は、サービス提供をする上で知り得た利用者およびその家族に関する秘密を正当な理由なく第三者に漏らさないこととする。この守秘義務は契約終了後も同様とする。
- 2 事業者は、利用者から予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いないこととする。
- 3 事業者は利用者の家族から予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等において、

当該家族の個人情報を用いないこととする。

#### 第12条（賠償責任・損害賠償保険への加入）

- 1 事業者は、サービスの提供にともなって、事業者の責めに帰すべき事由により利用者の生命・身体・財産に損害を及ぼした場合は、利用者に対して、その損害を賠償することとする。
- 2 利用者およびその家族が故意または重大な過失により、事業所または従業者に損害を及ぼした場合、その損害を賠償請求する場合があることとする。

#### 第13条（損害賠償がなされない場合）

事業者は、自己の責に帰すべき事由がない限り、損害賠償の責を負わない。以下の各号に該当する場合には、事業者は損害賠償を免れる。

- 1 不告知、又は、不実の告知を行ったことに、起因して損害が発生した場合
- 2 利用者が、サービスの実施のため必要な事項に関する聴取・確認に対して故意にこれを告げず、又は不実の告知を行ったことに起因して損害が発生した場合
- 3 利用者の急激な体調の変化等、事業者が実施したサービスを原因としない事由に起因して損害が発生した場合
- 4 利用者が、事業者及びサービス従業者の指示・依頼に反して行った行為に起因して損害が発生した場合

#### 第14条（緊急時の対応）

事業者は、現に訪問介護の提供を行っているときに利用者の病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに救急車、主治の医師または歯科医師に連絡を取る等必要な措置を講じ、その旨を担当介護支援専門員、市町村等へ報告することとする。

#### 第15条（身分証携行義務）

サービス従業者は、常に身分証を携行し、初回訪問時および利用者または利用者の家族から提示を求められた場合は、いつでも身分証を提示することとする。

#### 第16条（連携）

- 1 事業者は、訪問介護の提供にあたり、介護支援専門員および保険医療サービスまたは福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めることとする。
- 2 事業者は、この契約書の写しを介護支援専門員に速やかに送付する。
- 3 事業者は、この契約の内容が変更された場合またはこの契約が終了した場合はその内容を記した書面の写しを速やかに介護支援専門員に送付する。尚、第9条2項または4項に基づいて解約通知をする際は事前に介護支援専門員に連絡することとする。

#### 第17条（相談・苦情対応）

事業者は、利用者からの相談、苦情に対応する窓口を設置し、訪問介護に関する利用者の要望、苦情等に対し、迅速に対応する。

#### 第18条（本契約に定めのない事項）

- 1 利用者および事業者は、信義誠実をもってこの契約を履行するものとする。
- 2 この契約に定めのない事項については、介護保険法令その他諸法令の定めるところを尊重し、双方が誠意を持って協議のうえ定めることとする。

#### 第19条（裁判管轄）

この契約に関してやむを得ず訴訟となる場合は、利用者および事業者は、利用者の住所を管轄する裁判所を第一審管轄裁判所とすることを予め合意する。

上記の契約を証するため、本書2通を作成し、利用者、事業者が記名押印の上、1通ずつ保有するものとする。

契約締結日 令和 年 月 日

契約者氏名

**事業者**

(指定番号、指定都道府県名等) 0770500619 白河市

<事業者> ワンランド株式会社

<代表者> 代表取締役 橋本 善一 印

<本体事業所> ワンランドケア白河

<住 所> 福島県白河市昭和町273-1

<サテライト事業所> ワンランドケア西郷サテライト

<住 所> 福島県西白河郡西郷村大字小田倉字大平1-181

**利用者**

<住 所> \_\_\_\_\_

<氏 名> \_\_\_\_\_ 印

(利用者の介護者または家族等)

<住 所> \_\_\_\_\_

<氏 名> \_\_\_\_\_ 印

(連帯保証人)

<住 所> \_\_\_\_\_

<氏 名> \_\_\_\_\_ 印

<利用者との関係> ( \_\_\_\_\_ )